

長沼町学校施設整備基本方針

令和2年10月

長沼町教育委員会

はじめに

長沼町の町立小中学校は、古くは昭和35年・36年に建設されたものもあり、既に大規模改修を終え、今後10年間で更なる大規模改修や更新時期を迎えるなど、計画的な改築計画をたてる時期にきています。

町立小学校の統合について円滑な移行を目指すため設立された、長沼町小学校統合準備委員会からの最終答申では、附帯意見として「小中学校の老朽化対策及び教育環境の整備を図るため、可及的速やかに計画的な小中学校校舎の改築に取り組む」「給食センター等も含めた複合化・集約化の検討」「建設場所は、都市計画区域の用途区域内を基本とし、徒歩通学児童生徒への配慮」などが統合に必要な事項として答申されました。

折しも長沼町教育委員会では、平成29年3月に策定された長沼町公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、令和2年3月に長沼町学校施設個別施設計画を策定いたしました。本計画では、構造躯体が健全であると判断された場合は、改築より工事費が抑えられ、工期が短く、廃棄物や二酸化炭素の排出量が少ない長寿命化改修で整備を進めて、計画的な部位修繕を実施することとしますが、本町の町立小中学校は構造躯体に不安があり、早急に改築するものと判断し、改築後80年を見越した点検・部位修繕周期を設定いたしました。

今後、長沼町教育委員会は、この学校施設個別施設計画及び長沼町学校施設整備基本方針で掲げた理念に基づき、新たな教育課題に対応した学校へ必要な改修、改築を適切に進め、安全で快適な教育環境を実現していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年10月

長沼町教育委員会

目次

- 1 長沼町立小中学校施設整備の現状と課題・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 整備の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

1 長沼町立小中学校施設整備の現状と課題

(1) 現状

- ・長沼町では、昭和30年代半ばから約20年間をかけて校舎・体育館の鉄筋化を進めてきました。また、町の公共施設（延べ床面積11.1万㎡）の中で学校施設の延べ床面積は1.1万㎡と約10%程度ですが、築30年を経過している建築物の延べ床面積は約5.8万㎡と建築物全体の半数を超えており、既存の公共施設の老朽化が進行しています。
- ・本町の児童・生徒数は、本町の人口減少や少子高齢化の影響で、令和元年度の児童数は477人、生徒数は232人（令和元年5月1日現在）の合計709人となっており、平成12年度と比較して▲488人で約4割減少していますが、今後も減少していくことが見込まれます。
また、町立学校の適正規模・適正配置の基本方針及び実施方針に基づき、中学校については平成26年4月に3中学校を1中学校に統合し、小学校については令和2年4月に5小学校を1小学校に統合いたしました。
- ・町立小中学校は、平成9～10年度に大規模改修工事を、平成23～25年度に耐震改修工事をそれぞれ実施し、児童・生徒の安心安全対策に取り組んでおります。
- ・令和元年8月には、児童に健全な遊びを与えて、その健康増進と情操を豊かにすることを目的とした児童センターぽっくるがオープンし、令和2年度から同センターで放課後子供クラブも開所されました。
- ・学校給食センターは、町立小中学校及び北海道長沼高等学校に給食提供しております。

(2) 課題

- ・町立小中学校の校舎の一部は、建築後60年となっており、老朽化が著しく進んでいる状況であります。また、令和元年度に実施した目視による劣化状況現場調査では、構造躯体に影響や運営に支障が出る恐れがあるD判定に該当する項目もあり、早急な改築が必要となっております。
- ・町立小中学校の体育館は、床の補修工事を実施しております。床面のささくれなどの危険な個所を応急的に補修しながら維持管理に努めてきておりますが、床板の劣化進行が著しいため、再び危険な状況となっております。
- ・学校給食センターは、平成30年度に屋上防水工事を行っておりますが、電気設備や大型備品類については、全体的に劣化が進行してきており、安全性・機能性の不具合が発生する兆しがあるC判定となっております。また、調理場が乾式床などのドライシステムになっておらず、細菌の繁殖防止など衛生面での注意が必要な状況です。

- ・学校給食センターの現在の建設場所は、都市計画区域の用途地域内第1種住居地域（※1）に指定されており、現在の場所での改築は困難な状況であります。理由として、個々の学校の内部にある給食施設は学校の機能の一部とみることができるため、「工場」には該当しない。しかし、別に建物を有する学校給食センターは、仕出し屋の扱いとなり、建築基準法上では「工場」に該当となるため。また、学校施設と一体型の自校給食を実施した場合、都市計画区域の用途区域内工業地域または準工業地域（※2）以外での、北海道長沼高等学校への給食提供は、建築基準法上での「工場」に該当するため困難であります。
- ・近年の台風や地震などの自然災害による建物のダメージも多くなってきており、目視では確認できない外壁や構造躯体部分への影響もあると考えます。
- ・町の公共施設等総合管理計画では、新規で行う施設整備については、単独機能としては行わず、複合化、集約化、既存施設の廃止を含む統廃合等を伴うことを基本とされているため、準じた施設改築が求められます。

2 基本的な考え方

長沼町学校施設整備基本方針は、「2 基本的な考え方」と「3 整備の進め方」からなりますが、「長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」及び「長沼町立小学校適正規模・適正配置実施方針」に基づき、目指すべき長沼町の学校教育の方向性を踏まえて作成するものです。中長期的な課題もあることから、現在方向性の定まっていないことも含め、今後の教育課題についてふれています。

○基本方針の期間と改定サイクル

町立小中学校施設の改築にあたっては、長沼町学校施設個別施設計画による全体で約80年の長い期間を必要としますが、本学校施設整備基本方針は、町立小中学校及び学校給食センター施設整備の方向性を明らかにするものであります。ただし、社会情勢の変化や学校建築の技術革新を考慮し、10年後（令和12年）に見直しを行います。

○適正な学校規模（学級数、児童・生徒数）

児童・生徒の人間形成や社会性の育成のため、適正な学校規模を維持することが重要であり、長沼町での適正な学校規模は以下のとおりとします。

- ・小学校：各学年2学級以上（12学級以上18学級以下を基準）
- ・中学校：各学年2学級以上（6学級以上9学級以下を基準）

これを下回ることも将来的には考えられるので、人口動態を早めに把握し方策を検討することが重要です。

○学校施設規模

町立学校の適正規模・適正配置の基本方針及び実施方針に基づき、中学校については平成26年4月に3中学校を1中学校に統合し、小学校については令和2年4月に5小学校を1小学校に統合いたしました。今後の児童・生徒数の中長期的な増減などを見据えた上で、学校施設の適正規模を維持してまいります。

○学校施設の目標使用期間

改築後20年を目安に大規模改修を行い、それから20年から30年で長寿命化改修を行い、さらにその後20年で大規模改修を行い、最終的には改築後80年で再び改築するサイクルを繰り返します。ただし、災害などにより被災した場合は、改修サイクルを短縮するものとします。また、予防保全型維持管理を推進し、ライフサイクルコスト（※3）の削減にも努め、その時の教育ニーズに合った機能を備えていくとともに、児童・生徒、地域住民が永く愛着を持つことができる魅力的な学校施設として整備します。

○築年数の異なる棟の取り扱い

改築後の学校施設の校地の有効活用を考慮した効率的、効果的な計画とするため、築年数の異なる校舎棟、体育館棟なども原則として同時に改築します。ただし、築年数が短く、過去に交付された国庫補助金を返還する必要がある場合などはこの限りではありません。

○改築コストの削減及び財源の確保

改築にあたっては、町財政状況も十分に考慮し、以下のとおりコスト削減に努めます。

- ・ 町立小中学校及び学校給食センターなども含めた複合化・集約化を検討し、建築コスト削減に努めます。
- ・ 標準仕様の設定にあたっては、工法の検討などによる1㎡あたりの建築単価の抑制に努めます。
- ・ 改築時の仮設校舎はコストがかかるため、できる限り設置しない計画とします。
- ・ 財源の確保にあたっては、国庫補助事業、道補助事業などを積極的に活用し、町の財政状況に応じ、起債についても検討します。

○小中一貫教育について

現在、国では、教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応や、中1ギャップ（※4）への対応などから、小中一貫教育の導入の検討が進んでおり、平成28年には義務教育学校が制度として新設されました。

本町でも、9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の設置に向け、小中一貫教育を加速していくとともに、導入する場合の望ましい形態は施設一体型と考え、改築に反映させたいと考えております。

○自校給食提供の導入・検討

施設一体型の町立小中学校での自校給食提供を原則とし、長沼町小学校統合準備委員会からの附帯意見も尊重して、学校給食センターも含めた複合化・集約化を推進します。また、北海道長沼高等学校への給食提供についても、維持・廃止を含めた検討をしていきます。

○児童・生徒の健康、ユニバーサルデザインに配慮した学校施設

「学校保健安全法」の規定による「学校環境衛生基準」に基づき、児童・生徒の健康に配慮した建物とするほか、国の「学校施設バリアフリー化推進指針」（※5）などに配慮し、段差解消、手すりの設置、通路の幅員の確保など学校施設のバリアフリー整備を行います。また、インクルーシブ教育（※6）を視野に入れ、ユニバーサルデザイン（※7）など「障害者差別解消法」により求められる合理的配慮にも留意した学校施設のあり方を検討していきます。

○安全・安心に配慮した校舎整備

児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、地域の実情を踏まえた上で防犯に配慮した校舎を整備していきます。

○地球環境に配慮した校舎整備

できる限りコンパクトな校舎とすることで、エネルギー消費を縮減するとともに、自然環境への負荷の少ない施設とします。また、環境教育の推進とあわせ、太陽光発電などの自然エネルギーの活用も調査・研究していきます。

○ICT（※8）に対応した教育環境の整備

児童・生徒の学習意欲の向上や、分かりやすい授業の実施にかなう質の高い教育環境を提供するため、各機器が十分活用できるような施設整備を行います。

○地域の防災拠点としての防災機能の整備

避難所としての役割を考慮し、施設・整備の安全性に配慮した校舎を整備します。また、地域の防災拠点、避難所としての役割を担う施設として、災害時の対応に配慮し、避難所機能を充実させた体育館、防災資機材倉庫、非常用電源、情報通信設備などの施設整備を進めます。

○学校施設の多機能化と他の公共施設との複合化

学校運営に保護者や地域住民の力を生かすことにより、児童・生徒が抱える課題を解決し、かつ質の高い学校教育の提供を実現するため、学校施設の多機能化と他の公共施設との複合化を地域の実情を踏まえた上で検討していきます。検討にあたっては、施設間の相互利用や共同利用などによる学習・生活環境の高機能化、多機能化に寄与することや、児童・生徒の学習と生活に支障のないことを考慮して計画します。

3 整備の進め方

○改築にあたっての建築場所

長沼町小学校統合準備委員会からの附帯意見も尊重して、都市計画区域の用途区域内を基本とし、徒歩通学児童生徒への配慮をした場所の選定を考慮します。なお、選定にあたっては、町長との総合教育会議により協議・調整を行うものとしします。

○改築にあたっての手法、必要期間

今後の学校改築に向けて、学校施設の基本的な仕様、機能などについては、本方針策定後に学識経験者、学校、庁内関係者によるワーキングチームを立ち上げる予定です。また、学校の改築に際しては、現在要求されている質の高い教育や地域連携の実現のため、さらに幅広い視点で検討を行う必要があります。今後は、学校、保護者、地域住民、庁内関係者など多様な立場から意見を募るため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に諮問するなどし、基本設計では必要な諸室と条件の整備、平面計画などの検討を行い、実施設計に結び付けていきます。各種設計から竣工までの期間は4～5年間を目安とし、各段階の必要期間は、以下のとおりとします。

- ・設計（基本設計、実施設計）（2年）
- ・工事（1～2年）※繰越事業も視野に入れる

なお、検討にあたっては、コストや法規制、標準的な設計、仕様などの制約となる諸条件を初めに示し、建設費や維持管理費の縮減に努めるものとしします。

【用語説明】

(※1) 都市計画区域の用途地域内第1種住居地域

都市計画法による用途地域の一つで、住居の環境を保護するための地域。用途地域による用途の制限（用途制限）に関する規制は、主に建築基準法令の規定による。

(※2) 都市計画区域の用途区域内工業地域または準工業地域

(工業地域)

都市計画法による用途地域の一つで、主に工業の業務の利便の増進を図る地域である。住宅は建てることできる。用途地域による用途の制限（用途制限）に関する規制は、主に建築基準法令の規定による。

(準工業地域)

都市計画法による用途地域の一つで、主に環境悪化の恐れのない工場の利便を図る地域である。住宅や商店など多様な用途の建物が建てられる用途地域。用途地域による用途の制限（用途制限）に関する規制は、主に建築基準法令の規定による。

(※3) ライフサイクルコスト

製品や構造物などの費用を、調達・製造～使用～廃棄の段階をトータルして考えたもの。初期建設費であるイニシャルコストと、エネルギー費、保全費、改修、更新費などのランニングコストにより構成される。

(※4) 中1ギャップ

小学校から中学校へ入学した際、それまでとの環境の変化についていけず、いじめが起きたり不登校になったりする現象のことを指します。

(※5) 学校施設バリアフリー化推進指針

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の一部改正（平成14年7月公布、平成15年4月施行）において、学校施設が新たにバリアフリー化の努力義務の対象として位置付けられた。

(※6) インクルーシブ教育

子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障害の有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのことをいう。

(※7) ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方です。

(※8) ICT

ICTは「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。